

熊本市は、加藤清正が築いた熊本城を中心とした城下町として発展し、時代の流れの中で、都市の景観は少しずつ形を変えながら今に至っています。一方で、遠くには阿蘇の山並み、近くには立田山の緑や白川の流れなど昔から変わらない自然景観に恵まれています。

本市では、水と緑と歴史がはぐくみそして多くの市民が親しみ育ててきた熊本らしい良好な景観を形成し、次世代に引き継いでいくために、景観法に基づく熊本市景観計画（平成21年10月1日告示）を定めました。

この概要版は、景観計画の第5章「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限」の項を抜粋したものです。



熊本市がめざす景観形成

熊本市では、市域全域を景観計画区域とし、良好な景観の形成に関する方針を定め、その実現のために、具体的な制限（景観形成の基準）等の総合的な方策を設けています。

理念

「水と緑と歴史が育む 賑わいと活力が湧く くまもとの景観づくり」

目標

熊本らしさを印象づける重要な場所での「眺望景観づくり」
市民の文化性、活力が感じられる「沿道景観づくり」
個性と愛着あふれる「地域景観づくり」
多様な主体が参画する「協働の景観づくり」

基本方針

熊本らしさを印象づけ、景観形成を先導する重要な地域の景観形成を推進します。
郷土の自然や歴史を踏まえた熊本独自の基準により建築物等や屋外広告物を誘導します。
良好な景観づくりを先導するため公共空間の質を向上します。
地域の個性の創出と市民による主体的な景観形成を推進する仕組みを作ります。

重点的に景観形成を推進する地域

- 熊本城周辺地域
- 熊本駅周辺地域
- 水前寺周辺地域
- 電車通沿線地域
- 江津湖周辺地域
- 白川沿岸地域
- 特定施設届出地区

景観形成地区

- 良好な景観形成を推進する上で重要な地区
- 熊本空港周辺景観形成地区

景観計画区域内における屋外広告物の許可（対象区域：市内全域）

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であることから、良好な景観を形成するために、景観計画区域内（市内全域）において、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関して、位置、形態、意匠、色彩、材料等について、周辺の景観と調和が保たれるよう必要な制限を設けています。

対象行為及び行為の制限

以下に該当する行為を行う場合は、行為の制限に関する事項（景観形成基準）に適合することが必要になります。

行為の種別	対象規模
大規模屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	1事業所等につき表示面積の合計が、禁止地域で5㎡又は許可地域で10㎡を超える屋外広告物で、次のいずれかに該当するもの ・建植広告で高さが12mを超えるもの又は1面の表示面積が15㎡を超えるもの ・建築物に付随するもので建築物の軒の高さから5mを超えるもの又は1面の表示面積が15㎡を超えるもの ・高さが12mを超える建築物に付随するもの
特定施設届出地区内及び景観形成地区内の屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	・1事業所等につき表示面積の合計が5㎡を超えるもの（禁止地域） ・1事業所等につき表示面積の合計が10㎡を超えるもの（許可地域） ・自家用広告物等を除く屋外広告物

大規模屋外広告物の景観形成基準（重点地域を含む市全域）

位置	・遠景の山々や景観資源に対する道路（又は特別の視点場：良好な景観を眺める場所）からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さをおさえるように努めること。 ・街並みの一員として参加し、周辺の街並みから突出しないように努めること。 ・建物に附帯する場合は、建物とのバランスをくずさず、建物の前面に突出しない位置となるように努めること。
表示面積	・史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないように努めること。 ・可能な限り総量を抑えるように努めること。 ・複数ある場合には、大きさをそろえるか、あるいは集合化に努めること。
意匠	・記号化や図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるように努めること。 ・建植広告等においては、周囲の良好な自然景観を阻害しないように配慮すること。
色彩	・建物や周辺の色彩との調和を図ること。 ・街路樹のある通りに接して掲出する場合は、緑の色彩に調和するように努めること。 ・配色数は、可能な限り少なくするように努めること。 ・ネオンサイン等発光を伴うものは、周囲の夜景との調和を図ること。 特に、落ち着いた住宅地等に隣接する場合は、環境をみださないように配慮すること。
材料	・周辺と調和した素材を用いるように努めること。
その他	・塗料のはげ落ちや、破損等による景観の不調和をきたさないよう、管理・運営面での対策を講じること。 ・不用な看板を放置しないように努めること。